

答 申 第 6 号
平成27年11月30日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会長 今 河 敏 行

平成27年度の諮問事項に対する意見等について（答申）

平成27年5月18日付け福議号により諮問のあった標記の事項について、次のとおり答申する。

記

【調査審議を求める事項】

1. 議会評価（平成26年度）の検討

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、適正に行われていると認めるが、次の点についての検討を希望する。

（1）議会の活性度について

○討論

「討論」の意味を記載したほうが良い。

（2）住民参加度について

○各種団体との懇談会の開催（常任委員会活動）

他の具体的な活動内容も記載したほうが良い。

2. 議会基本条例全体の検討

議会基本条例の前文から第29条までを一条ずつその現状と課題を確認した結果、本条例の見直し改正は必要ないものと判断する。

ただし、定着したルール（規定）を基本条例に入れ込む整理をし、議会が進めてきた改革を理解しやすくするため、条文に関連した相関図を作成すること、また、議会及び議員活動をさらに充実させるため、議会において十分協議のうえ対処されることを望む。地方を取り巻く環境は大変厳しく、議会の役割も益々重要になっている。町民との協働をしっかりと認識し、町民の負託に応え、豊かなまち

づくりのために不断の努力をされることを強く期待する。

(1) 具体的な検討内容

福島町議会基本条例第28条の規定に基づく検討調書（別紙）による。

(2) 参考意見

本町議会が取り組んでいる、①わかりやすく町民が参加する議会、②しっかりと討議する議会、③町民が実感できる政策を提言する議会の3項目に対して、今回の議会基本条例全体の検討と併せ項目ごとに意見をまとめたので、参考にしていただきたい。

①わかりやすく町民が参加する議会

議会報告会などによる町民に対する情報提供は定着し、町民の理解も深まっていると考えられるので、今後も継続していくとともに、この場を議会に対する町民の政策提案の場としても充実させてほしい。

また、今後に予定されている議会ホームページのリニューアルに際しては、町民が議会活動への関心をいっそう高めるとともに、町民のあいだで話題になるような情報の発信を心がけてほしい。

②しっかりと討議する議会

会議条例を改正するなど、討議する議会に向けた改革は進んでおり、委員会における討議も活発になっている。今後はそれを議会からの政策提案に結びつけるいっそうの工夫が求められる。

一方、本会議における討議はまだ試行錯誤の段階にあるので、今後は議案のポイントをあらかじめ論点整理し、各議員がそれを活かして本会議に臨むなどの工夫が求められる。

③町民が実感できる政策を提言する議会

議会が強く求めた総合計画条例の制定実現や、第5次総合計画の策定に向けた議会の政策提言などは、議会の政策活動として全国的にも高く評価されている。

とくに自治基本条例、議会基本条例、総合計画条例の3大条例がそろう（全国では2例目）ことによって、政策を中心にした町政運営の基本ルールが明確になったので、今後の議会には、これを積極的に活かしたメリハリの利いた政策活動の展開が期待される。

【確認を求める事項】

1. 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認

平成23年11月17日の当諮問会議の答申に基づいたものであり、適正に行われていると認められるが、次の点について検討を希望する。

(1) 議員研修の充実・政務活動費の活用促進（行動計画N08）

行政側職員及び町民との情報共有に向けた検討も必要である。